

大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。）条件付一般競争入札心得（事前審査型）

（目的）

第1条 この心得は大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。以下同じ。）が行う建設工事の請負に係る一般競争入札（効力を有する政府調達協定が適用されるもの及び電子入札の対象となるものを除く。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が、守らなければならない事項を定めるものとする。

（法令等の遵守）

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号。以下「規則」という。）、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）、大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）及びその他関係法令並びにこの心得、大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。）建設工事条件付一般競争入札（事前審査型）実施要綱及び大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。）建設工事条件付一般競争入札（事前審査型）共通入札説明書の各条項を遵守しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札手続に際し、大阪府の指示に従い、円滑な入札執行に協力し、いやしくも不穏当な言動等により、正常な入札執行を妨げ、又は他の入札参加者の入札を妨害するようなことを避けるほか、常に公共工事を推進するにふさわしい入札参加者として入札にのぞまなければならない。
- 3 入札参加者は、設計図書等（図面、仕様書、補足説明書、質問回答書及びその他交付書類）、契約書案及びその他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札手続をしなければならない。
- 4 入札及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

（公正な入札の確保）

第3条 入札参加者は、次のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）及び刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行うこと。
 - (2) 他の入札参加者と入札価格又は入札意思について相談を行うこと。
 - (3) 落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格又は工事費内訳書総括表及び工事費内訳書（以下「工事費内訳書等」という。）の内容を開示すること。
- 2 入札参加者は、談合等の不正行為が疑われる入札が行われた場合に大阪府が行う事情聴取その他の調査に協力し、誓約書等の提出に応じなければならない。

（入札参加資格等）

第4条 入札参加者は、施行令及び規則による公告において指定した期日までに、入札参加資格に関する書類を大阪府に提出しなければならない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は入札に参加することはできない。

- (1) 前項に規定する公告等に掲げる入札に参加する者に必要な資格を有しない者
- (2) 公告等の日から開札日までの間に入札参加資格を取り消されている者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者又はなした者

(入札保証金等)

第5条 入札保証金は、規則第61条の規定に該当する場合は免除する。

2 落札者が契約を締結しないときは違約金として入札価格の100分の110に相当する金額（以下「契約希望金額」という。）の100分の2に相当する金額を大阪府に支払わなければならない。ただし、次の各号に定める場合はこの限りではない。

- (1) 大阪府入札参加停止要綱 別表13（経営不振）の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
- (2) 大阪府入札参加停止要綱 別表6（安全管理措置）(2)イの規定により入札参加停止1ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
- (3) 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合
- (4) 死亡、傷病又は退職（定年退職を除く。）により配置技術者が欠けることとなったため契約を締結しない場合

(入札等)

第6条 入札参加者は、第2条第3項に規定する条件及び現場を熟知し、入札書に記名押印のうえ、「入札公告」に定められた日時及び方法において、入札書を提出しなければならない。

- 2 前項に規定する方法が、入札場所において入札書を所定の入札箱へ投入する方法（以下「立会入札方式」という。）である場合において、入札参加者が代理人に入札をさせるときは、委任状を持参させなければならない。
- 3 前項において、入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に関する他の入札参加者の代理人をすることはできない。
- 4 入札参加者は、その入札に関し、いかなる協議、協定又は公正な入札執行の妨げをしてはならない。
- 5 入札参加者は、落札者が契約締結することを妨げてはならない。
- 6 第2項及び第3項において、入札会場への入室は、入札参加者1名のみとする。

(入札金額の記載)

第7条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(工事費内訳書の提出)

第8条 入札参加者は、入札に際して当該入札金額の根拠となる工事費内訳書等を提出しなければならない。工事費内訳書等を提出しない者は入札に参加できないものとし、提出された入札書は無効とする。

- 2 工事費内訳書等に記載された工事価格と入札書に記載された入札金額が異なる場合、提出された入札書は無効とする。
- 3 工事費内訳書等は、入札終了後、大阪府において破棄する。

(入札の辞退)

第9条 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札参加を辞退することができる。ただし、一旦、辞退した場合は、それを撤回することはできない。

- 2 入札時間を過ぎても入札書を提出しない場合は、当該入札参加者が入札参加を辞退したものとみなす。
- 3 入札参加を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換え等の禁止)

第10条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え及び撤回をすることができない。

(入札執行の取り止め等)

第11条 入札執行の前又は執行中に、入札参加者が第2条又は第3条に抵触する疑いがあるときなど、大阪府が必要と認めるときは、入札執行を延期又は落札決定を保留し、当該入札に関する調査を行うことがある。調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札執行を取り止めることがある。

- 2 前項の規定により大阪府が調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。
- 3 入札書の提出者がいない場合又は1者のみの場合は、本入札は原則として無効とする。ただし、入札書の提出者が1者のみの場合でも、当該入札者の入札金額が、最低制限価格と同額の場合はこの限りでない。
- 4 入札執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を保留、延期又は取り止めることがある。

(開札)

第12条 立会入札方式で入札書の提出を行った場合において、開札は、入札書の提出後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち合わせ、入札執行担当職員が入札金額を読み上げることにより行う。

- 2 第6条第1項に規定する方法が、電子メール等で入札書を提出する方法（以下「電子メール等入札方式」という。）である場合において、開札は、郵便入札心得（物品関係）第6条を準用し、「入札公告」に定める発注事務所において、入札書

の提出期間終了後速やかに行うものとする。

- 3 入札執行担当職員は、開札後、落札候補者の工事費内訳書等の検算等を行うものとする。

(入札書の無効)

第 13 条 前条までに定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 第 4 条各号のいずれかに該当する入札に参加する資格を有しない者が提出した入札書
- (2) 所定の日時、場所に提出しない者が提出した入札書
- (3) 委任状を持参しない代理人の提出した入札書(立会入札方式による場合に限る。)
- (4) 電子メール等入札方式による場合において、代理人の提出した入札書
- (5) 記名押印を欠く入札書
- (6) 金額を訂正した入札書又は金額の記載の不鮮明な入札書
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (8) 談合その他不正行為により入札手続を行ったと認められる者が提出した入札書
- (9) 同一の入札について、2 以上の入札をした者の入札書
- (10) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札書(立会入札方式による場合に限る。)
- (11) 同一の入札について、2 以上の代理人をした者の入札書(立会入札方式による場合に限る。)
- (12) 提出された工事費内訳書等に記載された工事価格と異なる価格でした入札書
- (13) 事前に登録していない電子メールアドレス又は FAX 番号により提出した入札書(電子メール等入札方式による場合に限る。)
- (14) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められる入札書
- (15) 配置予定技術者の確認に必要な書類の提出等を参加資格要件とした入札で、提出の確認ができない者が提出した入札書
- (16) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して提出した入札書

(失格)

第 14 条 次の各号のいずれかに該当した者は、失格とする。

- (1) 最低制限価格を下回る価格の入札書を提出した者
- (2) 入札から落札決定までの期間において、次のいずれかに該当した者
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業の停止の命令であって、大阪府の区域以外の区域又は同法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類(以下「業種」という。)のうち、「入札公告」に定める業種以外の業種に係るものを受

けた者を除く。)

イ 大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者（「入札公告」の公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を全額納付した者は該当しない。）

ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者、同規則第3条第1項各号のいずれか又は同条第2項に該当すると認められる者

(3) 前各号に定めるもののほか、入札公告等において示した事項に該当する者

(落札者の決定)

第15条 規則第57条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

2 前項の規定により落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、郵便入札心得（物品関係）第7条の規定を準用する。

3 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とする。

(入札書の提出回数)

第16条 入札書の提出回数は1回とし、施行令167条の8第3項の規定による再度入札は行わない。

(契約保証金等)

第17条 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

(1) 大阪府が認めた契約保証金に代わる担保となる有価証券

(2) 大阪府が確実と認めた当該契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金は免除する。

(1) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の10以上）を締結したとき

(2) 債務の履行を保証する公共工事履行保証契約（保証金額は、契約金額の100分の10以上）を締結したとき

(契約の締結等)

第18条 契約を締結する場合は、落札者は、契約書、暴力団排除措置規則第8条第

1 項に規定する誓約書及び社会保険に関する誓約書並びに第 6 条第 1 項により提出した入札書の原本（電子メール又は FAX により提出した場合に限る。）（以下「契約書等」という。）に記名押印したものを、落札決定の日の翌日から起算して、10 日以内に大阪府に提出しなければならない。ただし、大阪府の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

2 落札者が前項に定める契約書等を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

3 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を締結しないことがある。

(1) 第 14 条第 2 号アからウまでのいずれかに該当したとき

(2) 入札参加申込時等に提出した「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しが契約締結予定日時時点で無効である場合に、契約締結時に有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しを提出しないとき

4 前 2 項の規定により契約を締結しないときは、第 5 条第 2 項に定める違約金を大阪府に支払わなければならない（ただし、第 5 条第 2 項(1)から(4)に該当するときを除く。）。この場合、大阪府は一切の責めを負わないものとする。

（契約の解除）

第 19 条 落札者が請負契約を締結した場合において、当該落札者（以下「受注者」という。）が、当該契約に関し、独占禁止法、刑法第 96 条の 3、同法第 198 条若しくは契約条項に違反する行為又は施行令第 167 条の 4 第 2 項第 2 号（以下「自治令の規定」という。）に該当する行為を行ったと認められるときは、大阪府は契約を解除することがある。

（賠償額の予定等）

第 20 条 受注者は、前条にいう独占禁止法若しくは刑法に違反する行為が確定したとき又は契約条項に違反する行為若しくは自治令の規定に該当する行為を行ったと認められるときは、大阪府が請負契約を解除するか否かを問わず、賠償金として請負代金額 100 分の 10 に相当する額を支払わなければならない。

2 受注者は、大阪府に生じた実際の損害額が前項に定める額を超えるときは、超過分を支払わなければならない。

3 前 2 項の規定は、その請負契約に係る工事が完成した後においても同様とする。

（異議の申立）

第 21 条 入札参加者は、入札書の提出後、第 2 条第 3 項の条件について、不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他）

第 22 条 入札手続に際しては、すべて大阪府の指示に従うこと。

（最終改正日 令和 4 年 7 月 1 日）